

## ゆうちょ銀行における金融犯罪被害防止への取組状況

### 1 不審な口座開設の排除

- (1) 犯罪収益移転防止法等の関係法令に基づいて口座開設申込み時の本人確認の徹底に努めているほか、口座の利用目的を確認し、不審な点がある場合は開設をお断りしています。
- (2) 警察庁から提供を受けている「凍結口座名義人リスト」や、過去に口座凍結を実施した「口座凍結者データ」、「偽造運転免許証等使用事例」などと照合し、データが一致した場合に口座開設をお断りするほか、既に開設されている口座を凍結するなどの取り組みを行っています。
- (3) 総合口座を開設された方に対し、登録された住所宛に転送不要でキャッシュカードやあいさつ状を郵送することで、実際に居住されていることを確認しています。  
(郵便物を配達することができなかつた場合はただちに口座を凍結します。)

### 2 不正利用口座の凍結

- (1) 警察、弁護士、認定司法書士から不正利用口座に係る情報提供を受けた場合に、被害を拡大させないように直ちに口座を凍結しています。
- (2) 下記の口座について、調査した上で口座を凍結しています。
  - ・ 被害者や第三者から不正利用の情報提供があった口座
  - ・ 「凍結口座名義人リスト」や「偽造免許等使用事例」と同一名義の口座
  - ・ 不正利用の疑いがあるとシステムが検知した口座
  - ・ 凍結した口座の同一名義の口座
  - ・ 偽造・変造された運転免許証等により作成された可能性がある口座

### 3 犯罪被害防止対策

- (1) 警察官や銀行員を騙ってカードを詐取する犯罪について、特に高齢者やその家族に窓口で注意喚起チラシを配布するとともに、社員からお知らせを行っています。
- (2) 窓口で送金の請求を受けた際、お客さまの様子から詐欺被害のおそれがある場合には、ご家族等にご確認いただくよう説得するほか、場合によっては警察官から説得を行っていただいています。
- (3) お客さまがATMで振込操作をされる際に、振り込め詐欺に対する注意喚起のお知らせを画面に表示し、注意喚起を行っています。
- (4) 店舗で振り込め詐欺防止のポスターを掲出したり、ゆうちょ銀行Webサイトに犯行の手口や被害事例を掲載することで注意喚起に努めています。
- (5) ATMによる引き出し限度額を設定しています。さらに、万が一被害が発生した場合に被害金額をできるだけ少額に抑えるため、チラシの配布や声かけにより、引き出し限度額の引き下げをお勧めしています。  
※お申し出がない限り、ATMでの引き出し限度額は1日あたり50万円です。
- (6) 「口座の譲渡・売買は犯罪」であることをチラシやゆうちょ銀行Webサイトなどでお知らせしています。